

氏名 _____

令和2年6月23日実施 関東運輸局事前試験法令問題
(特定指定地域・京浜交通圏)
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

令和2年6月23日 関東運輸局事前試験法令問題
(特定指定地域・京浜交通圏、)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和元年12月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 3 本試験問題中「個人タクシー事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. 個人タクシー事業者は、運行管理を自ら行わなければならないため、運行管理者資格者証の交付を受けなければなりません。
2. 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するように努めなければなりません。
3. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に自動車登録番号を掲示する必要はありません。
4. 道路運送車両法の規定では、自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)の所有者は、新規登録をし自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標の交付を受け、当該自動車に取り付ければ、封印の取付けを受ける必要はありません。
5. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の事業者は、事業者乗務証を他人に譲り渡しても、貸与してもよいことになっています。
6. 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する行為は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。

7. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に規定する事業用自動車の使用停止処分を受けた場合には、自動車登録番号標の領置を受けるべきことを命ぜられることがあります。個人タクシー事業者に限っては適用されません。
8. タクシー乗務員は、タクシーに乗務したときは、乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離などを乗務記録に記録しなければなりません。天候については記録する必要はありません。
9. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、当該運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によることが規定されています。
10. 自動車点検基準に規定する定期点検基準においては、タクシーの原動機は、1ヶ月に1回点検を実施しなければならないこととなっています。
11. 道路運送法の規定では、旅客が得意客であると認められる場合には、收受した運賃又は料金の割り戻しが認められています。
12. 道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書には譲渡価格を記載する必要があります。
13. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、「再発防止対策」について記録する必要はありません。
14. タクシーの点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から1年間と定められています。
15. 個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車が転覆・転落する事故を引き起こした場合、30日以内に自動車事故報告書を提出しなければなりません。
16. タクシー運転者が、乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければなりません。
17. 行き先を告げることができない泥酔者であって、他の旅客の迷惑となるおそれのある者に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。

18. タクシー運転者は、タクシーの故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければなりません。
19. 個人タクシー事業者が許可等に付された期限の更新申請をしようとする際、許可等を受けた日又は前回の期限更新日から、今回の期限更新の申請までの間に無事故無違反であった者は、その旨を申告すれば当該更新申請書に運転記録証明書の添付を省略することができます。
20. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書は、管轄の警察署が発行する事故証明書をもってこれに代えることができます。
21. 個人タクシー事業者がタクシー業務適正化特別措置法に違反したときは、当該事業の許可を取り消されることがあります。
22. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から2週間以内にその旨を届け出なければなりません。
23. 休憩又は仮眠した場合は、その地点及び日時を乗務記録に記録しなければなりません。
24. 事業報告書及び輸送実績報告書の提出期限は、個人タクシー事業者が決定し、これを運送約款に定めなければなりません。
25. 身体障害者割引及び知的障害者割引の割引条件に該当する場合でも割引を重複して適用することはできません。
26. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはなりません。天災その他やむを得ない事由があるときは、この限りではありません。
27. 個人タクシー事業者は、旅客を運送中に運行を中断したときは、当該旅客を出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければなりません。
28. 一般乗用旅客自動車運送事業のサービス指定予約料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とされています。

29. 一般乗用旅客自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定めたときは、その運送約款は、認可を受けたものとみなされます。
30. 運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定める必要はありません。
31. 個人タクシー事業者は、乗務した事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数を、乗務記録に記録しなければなりません。
32. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金の収受に関し、旅客の下車の際にその支払いを求めることが規定されています。
33. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく特定指定地域内の事業者が、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）に納付する負担金は、タクシー運転者の道路運送法に違反する行為の防止及び是正を図るための指導並びにタクシー事業の利用者からの苦情の処理等適正化業務の実施に係る費用に充てられます。
34. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく指定地域内のタクシー事業者が、当該指定地域内の営業所にタクシーを配置しようとするときは、あらかじめ当該自動車について自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を行政庁に届け出なければなりません。
35. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」及び「タクシー」又は「TAXI」と表示しなければなりません。
36. 一般旅客自動車運送事業者の事業について、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められたときは、運送約款の変更等を命ぜられることがあります。
37. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければなりません。

38. 旅客自動車運送事業者は事業用自動車に係る事故の記録を1年間保存しなければなりません。
39. 個人タクシー事業者の運送約款には、勤務時間に関する事項を定める必要はありません。
40. 道路運送法において、一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されていますが、特約があれば個人タクシー事業者はその適用が除外されます。

II 次の条文の4 1から4 5までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第八十六条 免許、許可、登録又は認可には(4 1)又は期限を付し、及びこれを(4 2)することができる。

2 前項の(4 1)又は期限は、公衆の(4 3)を増進し、又は免許、許可、登録若しくは認可に係る事項の(4 4)な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該道路運送事業者(道路運送事業を営業者をいう。以下同じ。)又は自家用有償旅客運送者に不当な(4 5)を課することとならないものでなければならない。

ア 適正	イ 条件	ウ 義務
エ 変更	オ 利便	カ 範囲
キ 確実	ク 利益	ケ 負担
コ 解除		

令和2年6月23日実施 関東運輸局事前試験法令問題
(特定指定地域・京浜交通圏) 模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス8行のままにしています。

I

1	×	2	○	3	×	4	×	5	×
	運23		輸2		輸42		車11		特施34
6	×	7	×	8	○	9	○	10	×
	運2		運41		輸25		約款1		点検別表
11	×	12	○	13	×	14	○	15	○
	運10		運施22		輸26-2		点検4		事故2+3
16	○	17	○	18	○	19	×	20	×
	輸50		輸13		輸50		期限更新		事故3
21	○	22	×	23	○	24	×	25	○
	特52		運38		輸25		報告		運賃制度
26	×	27	○	28	○	29	○	30	○
	運30		輸18		運賃制度		運11		運施4
31	○	32	○	33	○	34	○	35	○
	輸25		約款6		特34		特44		特施29
36	○	37	×	38	×	39	○	40	×
	運31		輸3		輸26-2		運施12		運30

II

41	イ	42	エ	43	ク	44	キ	45	ウ
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

- 延期された3月事前試験（京浜交通圏受験者用）です。
- 5は「事業者」三文字ですが、特にクレーム等にはしていません。10は「定期」点検基準となっていますが、どのみち×です。句読点の違いだけのものは既出扱いです。
- 21・24は、既出の「事業者」を「個人タクシー事業者」に置き換えたものです。